

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
訓 令	
○職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	1
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	1
○遊漁規則の変更の認可……………（漁業管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
公 表	
○北海道財政状況（第124号）の公表……………（財政課）	2
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	2

訓 令
北海道訓令第14号
本 庁 出 先 機 関
職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年12月 1 日
北海道知事 高 橋 はるみ
職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令 職員賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和41年北海道訓令第26号）の一部を次のように改正する。 第 8 条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。 （部会）
第 8 条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。 2 部会は、委員長が指名する委員及び幹事をもって組織する。 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 附 則
この訓令は、平成21年12月 1 日から施行する。

告 示
北海道告示第782号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、南幌町晩翠栄地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年12月 2 日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成21年12月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第783号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、南幌町夕張太北地区の換地処分をした。 平成21年12月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第784号
漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。 平成21年12月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 漁 業 者 の 名 称 及 び 住 所 朱太川漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号 寿都郡黒松内町字黒松内631番地の20
後内共第5号
- 3 変更の内容
遊漁料の納付の場所
変更前 朱太川漁業協同組合事務所（寿都郡黒松内町字黒松内302番地）
変更後 朱太川漁業協同組合事務所（寿都郡黒松内町字黒松内631番地の20）
有限会社黒松内ホンダ菅原商会（寿都郡黒松内町字黒松内202番地）
柳原美佐夫宅（寿都郡黒松内町字北作開143番地の4）
横山 茂宅（寿都郡黒松内町字西熱郭原野34番地）
五條釣具店（札幌市中央区南3条西9丁目）
- 4 変更した遊漁規則の施行の日 平成21年11月20日

北海道告第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 白老郡白老町字石山272の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成20年度決算の状況並びに平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、道の本庁及び支庁に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成21年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第331号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年12月1日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
搭載用ヘリコプターテレビシステム 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成21年10月19日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 池上通信機株式会社
(2) 住 所 東京都大田区池上5丁目6番16号
- 随意契約に係る契約金額
301,035,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

公

表